

京都市伝統産業未来構築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の伝統産業を未来に継承し、持続可能な産業として発展させていくため、伝統産業の活性化に資する事業を実施する団体に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の号に定めるところによる。

- (1) 「伝統産業に従事する者」とは、伝統的な技術及び技法を用いて、日本の伝統的な文化及び生活様式に密接に結び付いている製品その他の物（以下「伝統産業製品等」という。）を作り出す産業のうち、本市の区域内において、本市指定74品目の当該伝統産業製品等の企画がされ、かつ、その主要な工程が経られるものの製造に従事している者をいう。
- (2) 「団体」とは、伝統産業に従事する者により組織された団体であり、次に掲げる者をいう。
 - ア 法令に基づき組織された団体
 - イ 業種別・地域別・事業活動別に組織された団体
 - ウ ア、イに規定された団体を構成員として組織された団体
 - エ 伝統産業に従事する者最低1名を含む3名以上のグループ
 - オ 市長が必要と認める団体

(交付の対象)

第3条 補助金は、団体が、次に掲げる事業に要する補助対象経費のうち、市長が適当と認めるものについて交付する。ただし、他の補助金、助成金等の交付を受けている経費は対象とならない。

- (1) 販路開拓・拡大に資する事業
- (2) 新商品開発を含む商品力の向上に繋がる事業
- (3) 後継者・技術者の確保・育成又は技術継承に資する事業
- (4) 確保が困難な道具・部品対策
- (5) 海外展開に繋がる事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する事業に要する費用のうち別表に掲げる補助対象経費合計の2分の1以内の額で、1,000,000円を超えないもの、及び前条第5号に規定する事業に要す

る費用のうち別表に掲げる補助対象経費合計の2分の1以内の額で、1,500,000円を超えないものとし、毎年度予算の範囲内で定める額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、当該端数については切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、京都市伝統産業未来構築事業補助金交付申請書(第1号様式)によって、次の各号に掲げる書類を添えて別に定める日までに行わなければならない。

- (1) 収支予算書(第2号様式)
- (2) 団体名簿

(事前着手)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることができない。ただし、緊急その他やむを得ない理由により、補助金交付決定前に事業に着手しようとする場合において、事前着手届(第3号様式)を市長に提出したときはこの限りではない。

(標準処理期間及び交付決定)

第7条 市長は、条例第9条による申請が到達してから90日以内に、市長が必要と認める事項について協議する京都市伝統産業活性化推進審議会審査選考部会の意見を聞いて、条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(変更等の承認の申請)

第8条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市伝統産業未来構築事業補助金変更承認申請書(第4号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
- (2) 総事業費のうち補助対象経費の変更が5分の1以内で、かつ補助金額の変更が5分の1以内の減額であるもの
- (3) 経費配分の変更で、流用額が総事業費の5分の1以内であるもの

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市伝統産業未来構築事業補助金中止・廃止承認申請書

(第5号様式)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第9条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市伝統産業未来構築事業補助金実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 収支決算書(第7号様式)
- (2) 事業実施状況を確認できる写真
- (3) 領収書又は振込明細の写し、若しくは市長が適当と認める書類

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 暴力団員等及び暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (3) 交付決定通知日の属する年度の翌年の3月31日までに補助事業を完了しなかったとき又は完了する見込みがないとき。
- (4) その他条例の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。

(補則)

第11条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

本要綱の施行に伴い、京都市伝統産業振興事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

謝金	外部委員及び講師等の専門家に対する謝金
旅費	外部委員及び講師等の専門家に対する旅費 事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費（注1）
委託費	プロデュース料 調査・開発研究委託費 展示会・イベント委託費（注2）
その他の経費	会議費、会場借料、会場設営費、印刷製本費、原稿料、資料購入・作成費、通信運搬費、借損料、原材料費（注3）、製作・改良・加工料（注4）、調査・研究費、デザイン料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、保険料、教材費、ホームページ作成費、人件費（注5）、上記に掲げるもののほか市長が特に必要と認める経費（ただし、数量が個別具体的に把握可能なものに限る。）

注1 総事業費の2分の1以内とする。

2 補助対象となる事業の全てを委託するものを除く。

3 補助対象となる試作品等の製作・改良・加工等に必要な材料を購入するために支払われる経費

4 補助対象となる試作品等の製作・改良・加工等を行うために支払われる経費

5 補助対象となる事業により後継者・技術者の育成につなげるため、新規に雇用する経費